

NISA口座のみなし廃止措置のご案内

2021年11月

お客さま各位

株式会社 豊和銀行

拝啓、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび2021年度の税制改正により、お客さまが開設されているNISA口座が以下の要件に該当する場合、2022年1月1日をもって自動的に廃止される（「みなし廃止」といいます）こととなりました。

<みなし廃止される要件>

以下の要件①②のいずれも満たす場合に、NISA口座がみなし廃止されます。

- ① 2017年度分のNISA枠（非課税管理勘定）が設定されており、**
- ② 2018年度分以降のNISA枠（非課税管理勘定もしくは累積投資勘定）が設定されていない。**

今後も弊行にてNISA口座のご利用をご希望される場合は、改めてNISA口座開設のお申込が必要となります。

NISA口座の開設申込にあたり、マイナンバーの届出がお済でない場合はマイナンバーの届出が必要となります。

なお、NISA口座みなし廃止に伴う「廃止通知書」は作成されませんのでご了承ください。

[本件に関するお問い合わせ先]

豊和銀行 資金証券部 金融商品監理室（担当：後藤）

TEL 097-534-2609（平日9時～17時）

以上